

策定：平成 18 年 7 月 24 日
変更：平成 19 年 8 月 23 日
変更：平成 22 年 6 月 2 日
変更：平成 26 年 9 月 24 日
変更：令和 3 年 11 月 16 日
変更：令和 5 年 10 月 3 日
変更：令和 6 年 9 月 24 日

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和 6 年 9 月 24 日
十 日 町 市

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

十日町市

目次

はじめに 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の位置づけ	P 2
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	P 2
1 十日町市の概要	P 2
2 農業経営発展の目標	P 2
3 農業経営発展のための具体的方策及び指導方法	P 3
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する	P 5
営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	
1 農業経営の指標	P 5
2 経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標	P 16
第2-2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	P 17
第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する	P 17
事項	
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	P 18
その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	P 19
1 地域計画推進事業に関する事項	P 20
2 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項	P 26
3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の	P 26
基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	
4 農業協同組合、松之山農業担い手公社が行う農作業の委託のあっせん	P 28
の促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	
5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に	P 29
関する事項	
6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項	P 29
7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	P 30
第6 その他	P 31
別紙 1	P 32
別紙 2	P 33

はじめに 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の位置づけ

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することによって、農業の健全な発展に寄与することを目的としている。

市町村は、都道府県が概ね 5 年ごとに 10 年間を見通して定める「農業経営基盤強化促進基本方針」（以下、「基本方針」という。）に即して、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」（以下「基本構想」という。）を定めるものとしている。

「基本構想」には、（１）農業経営基盤の強化の促進に関する目標（２）農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標（３）農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標（４）効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項（５）農業経営基盤強化促進事業に関する事項を定めるものとしている。

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 十日町市の概要

十日町市(以下「市」という。)は新潟県の南端に位置し、平成 17 年 4 月に十日町市、川西町、中里村、松代町、松之山町の 1 市 3 町 1 村が合併して誕生した新市である。長野県境に近い中山間地であり、新潟県内でも特に積雪の多い地域で、最高積雪深 4 m を超える年もあり、全国でも屈指の豪雪地となっている。

市は米づくりに適した気候風土（清涼な雪解け水、気温の適度な日較差など）で、魚沼コシヒカリに代表される良質米の産地であるが、更なる高付加価値をつけるため、有機質資源を堆肥化する堆肥センターを建設し、「高品質・良食味米」の生産に欠かせない土づくりと、消費者の求める「安全・安心」な売れる米づくりを推進し、「環境に負荷をかけない資源循環型社会の構築」を目指している。

また近年は、経営の発展を図るため、花卉を中心とした施設園芸栽培や高冷地野菜栽培、大型施設の導入による林産物栽培や農産物加工等、複合経営形態が定着しつつある。

しかしながら、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への流動化が顕著な進展を見ないまま推移している。また山間地では基盤整備の遅れから、ほ場の作業効率が悪く、受け手がいないため農地の集積は依然として進展していないとともに、高齢化により農地の遊休化が今後発生してくるとみられている。

こうした中で、生産組織体制と高性能機械等の施設整備が図られた地区では毎年着実に農作業委託等、組織への農地の集積が進んでおり、世代交代等を契機に加速度的に流動化の進展する可能性も高まっている。また中山間地では基盤整備が進捗する状況にあり、ほ場の区画化による作業条件の向上等により、地域農家の合意形成による担い手の育成や、持続発展的な営農体制の確立が望まれている。

2 農業経営発展の目標

市はこのような地域の農業構造の現状を踏まえ、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、集落営農を含めた将来（概ね 10 年後）の農業経営の発展目標を明らかにし、効

率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

具体的な経営の指標は、市内及び周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえ、更に効率的な農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業並みの生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者1人当たり300万円～400万円程度)、年間労働時間(主たる農業従事者1人当たり1,800時間程度)の水準を実現できるものとし、またこれらの経営が市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

なお、市の大多数を担う兼業農家については、任意生産組織の構成員となるべく育成を図る必要があることから、当面、農家所得に含まれる農業所得と農外所得の比率については十分な吟味をもって農業経営発展の目安とし、農家所得に対する農外所得の占める割合が2分の1を上限として健全経営への発展を促す。

3 農業経営発展のための具体的方策及び指導方法

(1) 市は将来の当市農業を担う若い農業経営者や生産組織の中心的な農家、あるいは今後益々重要な位置を占めるであろう女性農業者の意向、更にその他の農業経営に関する基本的条件を考慮して農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るため、自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたって、これを支援する農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)による農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

(2) 市は魚沼農業協同組合(以下「農業協同組合」という。)、十日町農業普及指導センター(以下「農業普及指導センター」という。)、公益社団法人松之山農業担い手公社(以下「松之山農業担い手公社」という。)等関係機関・団体と連携を密にし、指導体制を編成した中で各集落、あるいは面的つながりを持ち効率的な作業が可能な地区を単位に、集落段階の農業の将来展望及びそれを担う経営体を明確にするため、組織化・法人化・担い手への農地集積・集約化を、地域計画の策定等の話し合いにより地域の合意形成を図りながら進めていく。

また、小規模な兼業農家、いきがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家、半農半Xの農業者等も補助労働力の提供等により、地域営農に欠くことのできない戦力となることを踏まえ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他の兼業農家等にも法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び、農業構造の再編の意義について理解と協力を求めていくこととする。

(3) 次に、農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする農業者に対しては、現在実施している十日町市農業委員会を核とした農地集積活動を一層活発化し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に、両者を結び付けて利用権設定等を進める。

また、農地中間管理事業による面的にまとまった形で貸し付ける等の活動については、関係機関・団体と連携・調整を図りつつ実施する。

(4) 稲作等の土地利用型農業の生産組織は、低コスト農業を実現する上で大変重要な位置を占めると考えられる。市においては、既存の生産組織のほとんどが機械の共同利用形式をとっているので、当面は個別経営体である組織構成員の育成を図り、さらに体制が整ったものについては法人化を推進し、協業経営化を図ることを基本とする。

このため、望ましい経営を目指す農業者に対し、関係機関と共に営農改善方策の提示・指導等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の将来方向について選択・判断を行うことに

より各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。特にそれぞれの地域における担い手や農地の現状等を考慮し、担い手の育成や農地集積の目標達成に向けた取組みを活発化していく。

農用地面積の不足等により生産組織がなじまないような地区については、地域農業の担い手として周囲からも認められる意欲と資質のある農業者を法第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）とし、農業委員会の支援による農用地の集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、経営改善計画の達成に向け、育成・指導を図る。

山間地集落については、高性能農業機械等の導入による、ゆとりある営農活動が展開できるよう生産基盤と生活基盤の整備を推進し、地域の担い手となる農業者の確保育成を図ることを基本とするが、各集落の意向を踏まえつつ、平坦部地区の組織経営体育成と併せ、これらと一体的な標高差等を利用した作業体系を確立、さらに地域の特色を活かした新規作物の導入による複合的な営農の推進や、林業資源の活用など多様な農業経営の展開を図るとともに、グリーン・ツーリズムを基本においた都市との交流の推進等、総合的な活性化方策を検討する。

また、集約的な経営展開を目指す農業者についても、認定農業者として適格な者はその経営改善計画を認定し、早期の目標達成に向けた支援を行う。

- (5) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保について、十日町市の令和 4 年の新規就農者は 17 人であり、過去 5 年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、魚沼コシヒカリの産地として水田をフル活用していくことに加え、畑地における野菜栽培の拡大も図っていく必要があり、そのために、将来にわたって地域農業を担っていく青年等を安定的かつ計画的に確保していく。

この状況を踏まえ、十日町市では青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から 5 年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細かに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業普及指導センターや農業協同組合等による重点的な指導を実施する。また、農業経営開始のための資本装備等について、国や県の支援事業に該当しない者に対し、市として積極的に支援することにより、新潟県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標 280 人を踏まえ、年間 14 人程度の新規就農者を確保するとともに、青年層が意欲を持って営農できる環境を整え、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標は、十日町市及び周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者 1 人当たり 1,800 時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から 5 年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（概ね 2 に示す主たる従事者 1 人当たり年間農業所得）を確保することを目標とする。このうちの、新規参入者、農家世帯員であって親から独立した経営を開始する者にあつては、経営開始時の経営リスクが大きいとため、主たる従事者 1 人当たり年間所得の概ね 5 割を目標とする。

- (6) このため、新たに農業経営を営もうとする青年等が主体性をもって自らの農業経営について選択・判断を行うことにより、青年等就農計画の自主的な作成が図られるよう誘導する。これら地域農業の担い手として周囲からも認められる意欲と資質のある農業者を法第 14 条の 4 第 1 項の

規定による青年等就農計画の認定を受けた農業者（以下「認定新規就農者」という。）とし、支援措置についても集中的かつ重点的に実施されるよう努める。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

目標とする経営体の効率的かつ安定的な農業経営の指標として、市内における主要な営農類型を例示すると次のとおりである。

1. 農業経営の指標

[所得目標：主たる農業従事者1人当たり 300万円～400万円程度]

※経営面積—自作地及び小作地。「内」とは自作地、小作地に含まれる面積。

区分	営農類型	経営規模	生産方式	備考
個別経営体	1 水稲	<作付面積等> 水 稲 自作地 2ha 借地 10ha <経営面積> 12ha	<主な資本装備> ・トラクター（45PS）1台 ・田植機（8条）1台 ・コンバイン（4条）1台 ・乾燥機（45石）2台 ・粃摺機1台 ・色彩選別機1台 ・精米機1台 ・搬送コンテナ（1,100kg）1台 ・トラック（1トン）1台 ・軽トラック1台 ・フォークリフト（1.5トン）1台 ・作業所兼格納庫（50坪）1棟 ・玄米低温貯蔵庫（144俵）1台 ・作業場（150㎡）1棟 ・パイプハウス（57坪）2棟 <その他> ・水稲育苗も行う。 ・低コスト技術の導入。	労働力 2人

区分	営農類型	経営規模	生産方式	備考
個別経営体	2 水稻 (山間地域)	<作付面積等> 水 稻 自作地 4ha 借地 3ha <経営面積> 7ha	<主な資本装備> ・トラクター (30PS) 1 台 ・田植機 (6 条) 1 台 ・コンバイン (3 条) 1 台 ・乾燥機 (40 石) 1 台 ・粃摺機 1 台 ・玄米低温貯蔵庫 (144 俵) 1 台 ・精米機 1 台 ・色彩選別機 1 台 ・搬送コンテナ (1,100 kg) 1 台 ・トラック (1 トン) 1 台 ・軽トラック 1 台 ・フォークリフト (1.5 トン) 1 台 ・作業場兼格納庫 (90 坪) 1 棟 <その他> ・低コスト技術の導入。	労働力 2 人
	3 水稻+兼業	<作付面積等> 水 稻 自作地 3ha 借地 2ha <経営面積> 5ha	<主な資本装備> ・トラクター (23PS) 1 台 ・田植機 (5 条) 1 台 ・コンバイン (2 条) 1 台 ・乾燥機 (3,000kg) 1 台 ・粃摺機 1 台 ・玄米低温貯蔵庫 (144 俵) 1 台 ・精米機 1 台 ・搬送コンテナ (軽トラック用) 1 台 ・軽トラック 1 台 ・農機具格納庫 (50 m ²) 1 棟 ・作業場 (80 m ²) 1 棟 <その他> ・低コスト技術の導入。	労働力 1 人 兼業収入 あり

区分	営農類型	経営規模	生産方式	備考
個別経営体	4 水稲＋野菜 〈野菜は簡易施設利用による〉	＜作付面積等＞ 水稲 6ha アスパラガス 0.6ha 春人参 0.4ha とうもろこし 0.8ha ＜経営面積＞ 7.8ha	＜主な資本装備＞ ・作業場兼格納庫（35坪）1棟 ・パイプハウス（44坪）1棟 ・トラクター（30PS）1台 ・田植機（6条）1台 ・コンバイン（3条）1台 ・フォークリフト（1.5トン）1台 ・乾燥機（45石）1台 ・粃摺機1台 ・色彩選別機1台 ・トラック（1トン）1台 ・軽トラック1台 ・玄米低温貯蔵庫（144俵）1台 ・ブームスプレイヤー1台 ・管理機 （品目により） ・根葉切り皮むき機 ・アスパラガス選別機 ・除雪機 ・掘り取り機等	労働力 2人 雇用あり
		＜作付面積等＞ 水稲 6ha なす 0.1ha ネギ 0.3ha ＜経営面積＞ 6.4ha		
		＜作付面積等＞ 水稲 6ha ネギ 0.9ha かぼちゃ 1ha ＜経営面積＞ 7.9ha		

区分	営農類型	経営規模	生産方式	備考
個別経営体	5 水稻＋花卉 (ゆり)	<作付面積等> 自作地 6ha 切り花 0.8ha <経営面積> 6.8ha	<主な資本装備> ・作業場兼格納庫 (35 坪) 1 棟 ・パイプハウス (44 坪) 1 棟 ・トラクター (30PS) 1 台 ・田植機 (6 条) 1 台 ・コンバイン (3 条) 1 台 ・フォークリフト (1.5 トン) 1 台 ・乾燥機 (45 石) 1 台 ・粃摺機 1 台 ・色彩選別機 1 台 ・トラック (1 トン) 1 台 ・軽トラック 1 台 ・玄米低温貯蔵庫 (144 俵) 1 台 ・管理機 1 台 ・溝堀機・掘取機 1 台 ・パイプハウス (44 坪) 1 棟 ・パイプハウス (100 坪) 3 棟 ・雨よけハウス (75 坪) 20 棟 ・かん水施設 ・冷蔵庫 1 台 <その他> ・低コスト技術の導入。	労働力 2 人
	6 養豚	<飼養頭数> 種豚 (雌) 100 頭 種豚 (雄) 4 頭 肥育豚 出荷数 2,300 頭	<主な資本装備> ・ダンプ (2 トン) 1 台 ・軽トラック 1 台 ・給餌機一式 ・自動給餌システム一式 ・カスブルーダー 44 台 ・高圧洗浄機 1 台 ・豚衝機 (210kg) 1 台 ・スクリューコンベア (8 m) 2 台 ・ショベルローダー (200PS) 1 台 ・繁殖分娩育成舎 1 棟 ・肉豚舎 1 棟 ・浄化槽 1 式 ・タテ型コンポ 1 台 ・堆肥舎 1 棟 <その他> ・低コスト技術の導入。	労働力 3 人 雇用あり

区 分	営農類型	経営規模	生 産 方 式	備 考
個 別 経 営 体	7 水稻＋酪農	＜作付面積等＞ 水稻 2ha 酪農 40 頭 ＜経営面積＞ 2ha	＜主な資本装備＞ ・トラクター（54PS）1 台（2 戸で共有） ・マニアスプレッダー 1 台（2 戸で共有） ・ショベルローダ 1 台（2 戸で共有） ・マットレス 40 個 ・細霧システム ・田植機（4 条）1 台 ・コンバイン（2 条）1 台 ・乾燥機（1,000kg）1 台 ・軽トラック 1 台 ・ダンプ 1 台 ・牛舎 1 棟 ・堆肥舎 1 棟 ・尿溜 ・ミルカー 1 台 ・バルククーラー 1 台 ＜その他＞ ・低コスト技術の導入。	労働力 2 人 雇用あり
	8 水稻＋肉牛	水稻 4ha 肉用牛（繁殖）20 頭 草地 1.6ha ＜経営面積＞ 5.6ha	＜主な資本装備＞ ・トラクター（30PS）1 台 ・田植機（6 条）1 台 ・コンバイン（3 条）1 台 ・フォークリフト（1.5 トン）1 台 ・糶摺機 1 台 ・色彩選別機 1 台 ・乾燥機（40 石）2 台 ・玄米低温貯蔵庫（144 俵）1 台 ・精米機 1 台 ・普通トラック（1 トン）1 台 ・軽トラック 1 台 ・牛舎 1 棟 ・堆肥舎 1 棟 ＜その他＞ ・低コスト技術の導入。	労働力 2 人 雇用あり

区分	営農類型	経営規模	生産方式	備考
個別経営体	9 水稻+なめこ	<作付面積等> 水稻 1.5ha 培養ビン本数 10 万本 <経営面積> 1.5ha	<資本装備> ・トラクター（26PS）1 台 ・田植機（4 条）1 台 ・コンバイン（2 条）1 台 ・乾燥機（1,000kg）1 台 ・攪拌機 1 台 ・詰め機 1 台 ・高圧殺菌釜 1 台 ・接種機 1 台 ・菌掻き機 1 台 ・掻出機 1 台 ・運搬機（リフト）1 台 ・トラック 1 台 ・包装機 1 台 ・選別機 1 台 ・加湿機 1 台 ・栽培舎 1 棟 <その他> ・低コスト技術の導入。 ・良質種菌の確保及び栽培管理の徹底により品質の向上。	労働者 1 人 雇用あり

区分	営農類型	経営規模	生産方式	備考
個別経営体	10 水稻＋ 農家レストラン	<作付面積等> 水稻 6ha 防除受託 10ha 農家レストラン <経営面積> 6ha	<主な資本装備> ・作業場兼格納庫（35 坪） 1 棟 ・パイプハウス（44 坪） 1 棟 ・トラクター（45PS） 1 台 ・田植機（5 条） 1 台 ・コンバイン（3 条） 1 台 ・フォークリフト（1.5 トン） 1 台 ・乾燥機（45 石） 1 台 ・粃摺機 1 台 ・色彩選別機 1 台 ・トラック（1 トン） 1 台 ・軽トラック 1 台 ・玄米低温貯蔵庫（144 俵） 1 台 ・ラジコン草刈り機 1 台 ・ドローン 1 台 ・作業場兼格納庫（90 坪） 1 棟 ・パイプハウス 1 棟 ・レストラン店舗 ・厨房施設 <その他> ・低コスト技術の導入。 ・農業体験の受け入れ。	労働力 2 人 雇用あり
	11 園芸単一	<作付面積等> 園芸苗 0.3ha かぼちゃ 2.5ha ネギ 0.5ha <経営面積> 3.3ha	<主な資本装備> ・作業場兼格納庫（90 坪） 1 台 ・耐雪パイプハウス（30 坪） 1 棟 ・パイプハウス（60 坪） 14 棟 ・トラック（1 トン） 1 台 ・軽トラック 1 台 ・根葉切皮むき機 1 台 ・マニユアスプレッダー 1 台 ・ブームスプレイヤー 1 台	労働力 3 人 雇用あり

区 分	営農類型	経営規模	生 産 方 式	備 考
組 織 経 営 体	12 水稻+えのき	<作付面積等> 水 稻 自作地 15ha 借地 25ha 培養ビン本数 50 万本 <経営面積> 40ha	<主な資本装備> ・作業場兼格納庫（120 坪） 1 棟 ・パイプハウス（60 坪） 4 棟 ・トラクター（30PS） 1 台 ・トラクター（60PS） 1 台 ・田植機（6 条） 1 台 ・田植機（8 条） 2 台 ・コンバイン（5 条） 4 台 ・コンバイン（4 条） 1 台 ・粃摺機（4 インチ） 1 台 ・色彩選別機（1.5t/h） 1 台 ・乾燥機（45 石） 4 台 ・フレコンスケール 1 台 ・玄米低温貯蔵庫（144 俵） 4 台 ・トラック（2t） 1 台 ・軽トラック 2 台 ・トレーラー 1 台 ・フォークリフト 1 台 ・除雪機 1 台 ・育苗プラント一式 ・育苗灌水装置一式 ・育苗ハウス 1 棟 ・冷房機器一式 ・攪拌機 2 台 ・詰め機 2 台 ・高圧殺菌釜 2 台 ・接種機 2 台 ・菌掻き機 2 台 ・掻出機 2 台 ・オゾン発生器・洗浄機 ・包装機 2 台 ・選別機 2 台 ・加湿機 2 台 ・栽培舎 1 棟 <その他> ・低コスト技術の導入。 ・2 ha 程度に団地化された農用地。 ・良質種菌の確保及び栽培管理の徹底により品質の向上。	労働力 7 人 雇用あり

区 分	営農類型	経営規模	生産方式	備考
組 織 営 業 体	13 水稲＋大豆 ＋そば ＋農産加工	＜作付面積等＞ 水 稲 自作地 15ha 借地 25ha もち加工 10t ＜経営面積＞ 40ha	＜主な資本装備＞ ・作業場兼格納庫（120 坪） 1 棟 ・パイプハウス（60 坪） 4 棟 ・トラクター（30PS） 1 台 ・トラクター（60PS） 1 台 ・クローラートラクター 1 台 ・田植機（6 条） 1 台 ・田植機（8 条） 2 台 ・コンバイン（5 条） 2 台 ・コンバイン（4 条） 1 台 ・粃摺機 1 台 ・色彩選別機 1 台 ・乾燥機（45 石） 4 台 ・フレコンスケール 1 台 ・玄米低温貯蔵庫（144 俵） 4 台 ・トラック（2 t） 1 台 ・軽トラック 2 台 ・フォークリフト 1 台 ・加工施設（鉄骨） 1 棟 ・自動餅つき機 1 台 ・のし餅成型機 1 台 ・冷蔵庫 1 台 ・金属探知機 1 台 ・角切りカッター 1 台 ＜その他＞ ・低コスト技術の導入。 ・2 ha 程度に団地化された農用地。	労働者 5 人

区 分	営農類型	経営規模	生 産 方 式	備 考
組 織 経 営 体	14 きのこ	<栽培規模> えのき、なめこ 培養ビン本数 30 万本	<資本装備> ・冷房機器一式 ・攪拌機 2 台 ・詰め機 2 台 ・高圧殺菌釜 2 台 ・接種機 2 台 ・菌掻き機 2 台 ・掻出機 2 台 ・運搬機（リフト）、トラック各 3 台 ・包装機 2 台 ・選別機 2 台 ・加湿機 2 台 ・栽培舎 1 棟 ・栽培ハウス 3 棟（9m×27m）しいたけ分 <その他> ・良質種菌の確保及び栽培管理の徹底により品質の向上。	労働者 13 人 雇用あり
		<栽培規模> しいたけ 経営面積 0.07ha		
組 織 経 営 体	15 水稻＋園芸	<作付面積等> 水 稻 40ha かぼちゃ 3ha <経営面積> 43ha	<主な資本装備> ・作業場兼格納庫（90 坪）1 棟 ・パイプハウス（90 坪）4 棟 ・パイプハウス（50 坪）3 棟 ・トラクター（60PS）1 台 ・トラクター（30PS）1 台 ・田植機（8 条）2 台 ・コンバイン（5 条）2 台 ・色彩選別機 1 台 ・フレコンスケール 1 台 ・玄米低温貯蔵庫（144 俵）1 台 ・全自動定植機 1 台 ・乗用管理機 1 台 ・オニオンハーベスタ 1 台 ・タッピングセレクト 1 台 ・選別機 1 台 ・洗浄機 1 台 ・トラック（2t）1 台 ・軽トラック 2 台 ・トレーラー 1 台 ・フォークリフト 1 台 ・育苗プラント一式	労働者 5 人 雇用あり

			・育苗灌水装置一式 <その他> ・低コスト技術の導入。 ・2ha 程度に団地化された農用地。	
--	--	--	--	--

2. 経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標

営 農 類 型	経営管理の方法	農業従事の態様
水稲 水稲＋野菜 水稲＋花卉 水稲＋酪農 水稲＋肉牛 水稲＋なめこ 水稲＋ 農家レストラン 園芸単一 水稲＋えのき (組織) 水稲＋大豆 ＋そば ＋農産加工 (組織) 水稲＋園芸 (組織)	○複式簿記記帳及び青色申告の実施	○家族経営協定の締結による就業改善等の整備 ○給料制・休日制の導入 ○社会保険等の加入 ○春・秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保
きのこ (えのき、なめ こ、しいたけ) 養豚	○複式簿記記帳及び青色申告の実施	○家族経営協定の締結による就業改善等の整備 ○給料制・休日制の導入 ○社会保険等の加入

第2-2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目指す経営目標は、将来の効率的かつ安定的な農業経営の発展、技術・経営能力に見合った経営規模、労働時間、就農時の生活に要する所得水準等を勘案し、経営開始後5年後の農業経営目標は概ね第2に定める農業経営の基本的指標の規模とする。

このうちの、新規参入者、農家世帯員であって親から独立した経営を開始する者にあつては、経営開始時の経営リスクが大きいため、第2に定める農業経営の基本的指標に示す所得目標の概ね5割を確保できるような農業経営の規模を目標とする。

第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

当市の特色ある優れた品質の農畜産物を安定的に生産するとともに、魅力ある農村及び地域社会を維持し、本市農業が持続的に発展していくためには、生産性及び収益性が高く、効率的かつ安定的な経営を行う農業経営体を育成するとともに、新規就農者などの次世代を担う人材や、中小・家族経営などの多様な経営体を幅広く確保し育成していく必要がある。

このため、認定農業者や認定新規就農者、集落営農等の地域農業の核となる担い手について、経営規模や家族・法人など経営形態の別にかかわらず育成し、将来展望を持って経営を展開できるよう重点的に支援する。

また、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農（農業経営の開始又は農業法人へ就職する者をいう。）しようとする青年等について、市内の各地域で安心して就農し定着することができるよう、相談への対応や情報の提供、農業技術や経営方法等の研修の実施、地域等における受入れから定着のサポートなど、関係機関と連携して一貫した支援を行う。

さらに、中小・家族経営、兼業農家などの多様な経営体について地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえ、地域資源の適切な維持管理を図るための支援を実施するとともに、定年後に就農しようとする者やマルチワークの一つとして農業を選択する者など多様な形で農業に関わる者についても、地域農業の活性化や地域社会の維持の面で重要な役割を果たすことが期待されることから、相談対応や情報提供、研修の実施等のサポートを行う。

2 市が主体的に行う取組

市は、新たに就農しようとする者や農業を担う者を幅広く確保するため、関係機関と連携し、就農相談対応等を行う。

就農を希望する青年等に対し、就農から定着・経営発展に必要な支援を実施するとともに、地域の担い手として効率的かつ安定的な農業経営へ発展できるよう、認定新規就農者制度等の制度の活用を働きかける。

また、認定農業者の経営改善計画の達成、認定新規就農者の認定農業者への移行等、農業を担う者ごとにきめ細やかなサポートを行う。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

市は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機

械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- (1) 県農業会議、県農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- (2) 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

市は、区域内の就農受入れ組織（協議会、農業協同組合等）と連携し、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入イメージ等、就農等希望者が必要とする情報を整理し県及び農業経営・就農支援センターに情報提供する。

また、農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 農用地の利用状況及び営農活動の実態と今後の見通し

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等

平坦地においては、県営、国営のほ場整備事業がほぼ終了し、ほ場区画の大型化が図られ、認定農業者等が徐々に規模拡大を図っている。

山間地においては、担い手の高齢化等により、担い手不足が深刻化しているが、圃場整備地区等で集落営農組織・法人等が設立され、農地の流動化が徐々にではあるが図られてきている。

(2) 今後の見通し

平坦部においては、高能率な生産基盤条件の形成を生かし、今後も認定農業者等が規模拡大を図るものと考ええる。

山間地においては、ほ場整備・中山間地域等直接支払制度を契機として集落営農・法人化を推進することで、農地集積が進むものと予想される一方、継続的な営農体制の実現に向け、兼業農家や小規模農家、半農半X農家等、多様な人材が多様な働き方で役割を発揮できる体制を整え、地域ぐるみで農地を維持していく取組みも必要になるものと考ええる。

また、今後は平坦部・山間部を問わず、地域の実態に即した組織化・法人化が加速するとともに、農用地の集約化については、担い手間の調整やほ場整備等を行い、農地中間管理機構を活用しながら、都道府県、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図る。またA I ・ I C T等の先端技術を活用したスマート農業の導入による自動化・省力化、需要に応じた米生産、園芸作物の導入・拡大など新たな取組みも必要になるものと考ええる。

2 農用地利用集積等将来の農用地利用のビジョン

(1) 農用地利用等の将来ビジョン

効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指し、これらの経営体に対する農用地の利用集積を進める。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標等

目標年次（令和 12 年度）までに効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体への集積を 9 割（6,300ha）程度まで進めることを目標とする。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
○経営体への集積 9 割程度 (農地集積面積 6,300 ha程度)	

○農用地の面的集積に向けた目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農地集積における面的集積の割合を高める。

○効率的かつ安定的な農業経営として育成すべき経営体の目標

効率的かつ安定的な農業経営として育成すべき経営の目標			備 考
	個別経営体	組織経営体	
690（経営体数）	620	70	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を 3 作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次は令和 12 年度とする。

3 同一市町村内で、地域によって見込まれるシェアの目標に著しい相違があるときは、市町村内を区域区分して記述してもよい。

(参考) 効率的かつ安定的な農業経営として育成すべき経営体数の目標を示すことは、地域の農業構造改善の運動目標を明確にする意味から有益であり、必要に応じこれを併記してもよい。

(3) 将来の農地利用のビジョン実現に向けた取組

効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農用地の利用集積を推進するために、市は、十日町市農業委員会、農業協同組合、十日町市農業再生協議会等関係機関及び関係団体と連携することで、将来の農地利用のビジョンの実現を目指す。

第 5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、新潟県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第 5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、市農業の地域特性、即ち、複合経営等の多様な農業生産の展開や安定的兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

1. 地域計画推進事業
2. 農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事業
3. 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
4. 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
5. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業
7. その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

- (1) 平坦部の中条・下条地区（旧十日町市）、東部地区（旧川西町）、田沢・倉俣・貝野地区（旧中里村）においては、県営、国営のほ場整備事業がほぼ終了し、ほ場区画の大型化が図られた。このような高能率な生産基盤条件の形成を活かし、規模拡大、担い手の確保、法人化等による組織経営体の強化を図るため、地域計画推進事業を重点的に実施していく。一方、個別経営体の育成についても農地の利用集積や組織との農地の利用調整など、地域における話し合いを進め、特に換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区との連携の中で担い手農業者が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。
- (2) 既に基盤整備を完了しているその他の平坦部地区については、当該地区の認定農業者を受け皿とした地域計画推進事業や、生産組織等による農作業受委託の促進を図る。
- (3) 市の周辺部に点在する山間地集落については、順次ほ場整備を推進し、当該集落の認定農業者等に換地と一体的な利用権設定を重点的にを行い、効率的な作業が可能となるように努める。また特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、このことによって担い手不足の下で発生が懸念される遊休農地の発生防止・解消に努める。
- (4) 市は農用地利用改善団体に対して特定農業法人又は特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人又は特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。
以下、各個別事業ごとに述べる。

1. 地域計画推進事業に関する事項

(1) 地域計画の策定方針について

- ① 協議の場の開催は、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における農作業の進捗度合いを考慮しながら設定することとする。また、開催に当たっては、他の農業関係の集まりを積極的に活用するとともに、市の広報（ホームページ等）で広く周知を図ることとする。
- ② 参加者は、農業者、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、市、その他の関係者とし、協議の場において、農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう調整を行うこととする。
- ③ 農業上の利用が行われる農用地等の区域は、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々

な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ることとする。

④ 市は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととする。

⑤ 農業委員会は、地域計画に必要な目標地図の作成に当たって、農用地の出し手及び受け手の意向把握に努め、概ね 10 年後の担い手を反映した目標地図の素案を市の求めに応じ作成することとする。また、目標地図の記載内容に変更が生じた場合には、市の求めに応じ適宜目標地図の修正を行うこととする。

(2) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第 18 条第 2 項第 6 号に定める賃借権又は使用貸借による権利を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依拠してそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件の全て）を備えること。

(ア)耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ)耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ)その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ)その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ)所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等、特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が地域計画推進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）を備えているときは、前項の規定に関わらずその者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に規定する農業経営を行う農

業協同組合若しくは農業協同組合連合会、農地中間管理機構、農業構造の改善に資するための事業を行う独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合は、①の規定に関わらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

なお、農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため農地所有適格法人の構成員が利用権の設定等を受ける場合には、当農地所有適格法人の経営の育成に資するようにするものとし、農地所有適格法人の経営が農外資本による実質的な経営支配、農地取得を招来しないようにする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合の他、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定等については、農業協同組合法第 72 条の 10 第 1 項第 1 号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等の利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

（3）利用権の設定等の内容

地域計画推進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙 2 のとおりとする。

（4）開発を伴う場合の措置

- ① 市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第 7 号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

- ② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可しうるものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可しうるものであること。

(5) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 市は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。
- ② 市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了する日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(6) 要請及び申出

- ① 市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②、③に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(7) 農用地利用集積計画の作成

- ① 市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、(5)の②、③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、市は農用地利用集積計画を定めることができる。

- ④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等を行おうとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（８）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

なお、その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会等を除く。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。

② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他の利用権設定（又は移転）に係る法律関係

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

⑦ ①に規定する者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、毎年、次に掲げる事項が記載された報告書と参考資料（法人である場合には定款の写しを含む）を市長に報告する旨

ア ①に規定する氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ ①に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ ①に規定する者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼす影響

オ 地域の農業における他の農業者との役割分担

カ ①に規定する者が法人である場合には、その業務を執行する役員のうち、耕作又は養畜の事業に従事常時する者の役職名及び氏名並びに耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

⑧ ①に規定する者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、その者が撤退した場合の混乱を防止するための次の事項

ア 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

- イ 原状回復の費用の負担者
- ウ 原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置
- エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- オ その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑨ ①に規定する者の農業経営の状況

(9) 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(10) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑧までに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告する。

(11) 公告の効果

市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(12) 利用権の設定等を受けた者の責務

地域計画推進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(13) 紛争の処理

市は、地域計画推進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払い等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 市は、法第19条の公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃貸権又は使用貸借による権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者に対し、以下のいずれかに該当するときは、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき

② 市は、以下のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該事項に係る賃貸権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア 法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者がその農用地を適正に利用して

いないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき

イ ①の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき

③ 市は、②の取消しをした時は、農用地利用集積計画のうち法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を市の公報に掲載すること等により行う。

④ なお、③の規定による公告があったときは、②の取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなされる。

また、農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定のあっせん等（農地中間管理事業等）の働きかけ等を行う。

2. 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

（１）市は、県下一円を区域として農地中間管理機構の特例事業を行う公益社団法人新潟県農林公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

（２）市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有、再配分機能を生かした農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

（１）農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

（２）区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（１～数集落程度）とするものとする。

なお、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができる。

（３）農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（２）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

（４）農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第 4 号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

エ 農用地利用規程が適切に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業委託を受けて農用地の利用集積を行う農業経営を営む法人（以下、「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業委託を受けて農用地の利用集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど、農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 11 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下、「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項の他、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請

があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第 12 条第 1 項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 市は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業普及指導センター、市農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（公益社団法人新潟県農林公社）、の指導、助言を求めてきたときは、十日町市農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

４．農業協同組合、松之山農業担い手公社が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（１）農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合、松之山農業担い手公社その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
 - ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
 - ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
 - ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定等への移行の促進
 - ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定
- (2) 農業協同組合、松之山農業担い手公社による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合、松之山農業担い手公社は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経理管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

第1の3で示す新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標を達成するため、次の取組を進める。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

- ① 就農希望者のニーズに応じた研修先や就農・就業先の情報提供やマッチングを行う。
- ② 国や県等の支援制度に該当しない者に対し、市として資本装備などへの支援を積極的に行う。
- ③ 中長期的な取組として、生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。

(2) 新たに農業経営を営む青年等の定着に向けた取組

- ① 十日町市が主体となって関係機関と連携・協力して就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、当該青年等の営農状況を把握し、農業経営に必要な栽培技術や経営のノウハウ等の習得に向け、関係機関等による栽培技術や農業経営に関する知識習得の機会を提供する。
- ② 新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。
- ③ 農業次世代人材投資資金、青年等就農資金をはじめとする国や県等の支援制度の活用を図り、また、技術・経営管理能力向上のための各種研修会のほか、農業普及指導センターによる指導や情報提供、青年等を集めての交流機会の提供等により、定着を促進するとともに、安定的な経営体への発展を促す。

(3) 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組

- ① 新たに農業経営を営もうとする青年等が将来、効率的かつ安定的な農業経営へと発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及を図る。
- ② 青年等が就農する地域の地域計画との整合性に留意しつつ、その経営の確立に資するため、就農計画の実施状況を点検し、関係機関・団体等が必要に応じて栽培技術指導、経営指導等のフォローアップを行うなど、重点的に指導等を行う。さらに、当該農業者が引き続き農業経営改善計画を作成できるよう計画的に誘導する。

(4) 関係機関等の役割分担

- ① 就農に向けた情報提供や就農相談については青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウの習得については新潟県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業普及指導センター、農業協同組合、松之山農業担い手公社、十日町市認定農業者や指導農業者等、農地の確保など必要な支援については農業委員会、農地中間管理機構など、各機関が連携をとり、役割を分担しながら各種取組を進める。

7. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1 から 7 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ① 市は、ほ場整備事業等による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、ライスセンター、野菜集出荷貯蔵施設、花卉集出荷貯蔵施設、農産物等直売施設等の農業近代化施設の活用を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。
- ② 市は、産地づくりへの積極的な取り組みによって、水稻、畑作を通じた望ましい経営の育成を図ることとする。今後、水田を活用した農作物の産地づくりや、畑作による新規の集約的作目の導入等を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。またほ場整備事業による農業生産基盤の整備や中山間地域等直接支払制度等を活用した特産品の生産施設等の増設や直売施設等の設置、都市との農業交流の促進等も図っていく。
- ③ 市は、農業近代化整備事業の推進を図るとともに、農村環境整備を行い、都市と農村の交流を促進し、農業の担い手確保に努める。
- ④ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

市は、市農林課、農業委員会、農業普及指導センター、農業協同組合等の代表者等をもって構成する十日町市農業再生協議会において、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。十日町市農業再生協議会は、このような検討結果を踏まえ、今後 10 年にわたり第 1、第 4 で掲げた目標や第 2 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、

関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるものの他、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し、必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1. この基本構想は、令和6年9月24日から施行する。

別紙1 (第5の1(2)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)又は農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)
 - 対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)
 - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。
- (3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙２（第５の１（３）関係）

Ⅰ 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
1 存続期間は原則として、３年（農業者年金制度関連の場合は１０年以上、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。 ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて３年とすることが適当でないと認められる場合には、３年以上とすることができる。 2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が、双方の合意により当該利用権の存続期間（又は残存期間）の途中において解約する権利を有するものとする。	1 農地については、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が上記１から３までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。	1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2 １の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。	1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1 作目等ごとに、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額な対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。